

# 公益財団法人日本パラスポーツ協会 登録団体規程

## (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第5条により、登録団体に関する事項について定める。

## (登録団体)

**第2条** 登録団体は、本協会の目的に賛同し、本協会と連携及び協働する団体であり、当該団体の種別に応じて、次の各号に分類する。

(1) 定款第5条第1号に定める団体は、以下に該当する競技団体とする。

- ① パラスポーツの競技別、障がい別又は障がい別競技別のいずれかに該当する全国統括団体であり、これにふさわしい組織体制が整っていること。
- ② 原則として、傘下に都道府県、指定都市を単位とする同種の組織・支部を20団体以上有していること。

(2) 定款第5条第2号に定める団体は、都道府県、指定都市を単位とするパラスポーツ協会とする。

(3) 定款第5条第3号に定める団体は、都道府県、指定都市を単位とするパラスポーツ指導者協議会とする。

(4) 定款第5条第4号に定める団体は、以下に該当するパラスポーツセンターとする。

- ① 原則、都道府県又は指定都市が設置するスポーツセンターとし、一つ以上のスポーツ施設（体育室、水泳プール、トレーニング室など）を設けていること。
- ② 専門の指導員を配置し、日常的にパラスポーツ指導を実施していること。
- ③ スポーツセンターには、原則として、ネットワーク機能、人材育成・関係者支援機能、情報拠点機能、指導・相談機能を有していること。

2 本協会は、前項に定めるもののほか、これに準ずると会長が認めた場合には、準登録団体とすることができる。

なお、準登録団体は、本規程の第3条から第7条、第9条、第10条の規定を準用する。

## (登録団体の権限)

**第3条** 登録団体は、次のことを行うことができる。

- (1) 定款第55条に定める前条の団体種別毎に設置するパラスポーツ競技団体協議会、パラスポーツ協会協議会、パラスポーツ指導者協議会、パラスポーツセンター協議会に各構成員として参加すること。
- (2) 本協会が主催する前号の4つの協議会の合同会議に参加すること。
- (3) 本協会が行う登録団体を支援する事業を利用すること。
- (4) 本協会が登録団体と連携して行う事業に参画又は応募すること。
- (5) 本協会が提供するパラスポーツ等に関する情報を共有すること。

(6) 本協会の登録団体と称すること。

### (登録団体の遵守事項)

**第4条** 登録団体は、次の事項を遵守し、パラスポーツ団体として適正な組織運営を行わなければならない。

- (1) 高い公共性と社会性を兼ね備えた団体として、その社会的な意義や使命を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動すること。
- (2) スポーツ・インテグリティ(高潔性)の確保とともに、常に公明正大、かつ、健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図ること。
- (3) 身体的・精神暴力及びハラスメント行為を行わないことや個人の人権や個性・人格を尊重し、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (4) パラスポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮し、事故防止等に必要な施策を講じること。
- (5) アンチ・ドーピング、薬物乱用防止及びクラス分け等における不正行為の禁止に積極的に取り組むこと。

### (事情聴取)

**第5条** 本協会は、必要があると認めるときは、一般法人法上の登録団体の代表理事、業務執行理事及びその他の役職員から事情を聴取することができる。

### (登録費)

**第6条** 登録費は、無料とする。

### (報告及び届出)

**第7条** 登録の継続を希望する団体は、毎年3月末までに当該年度の事業計画書及び収支予算書、役員名簿、都道府県・指定都市別会員数一覧(競技団体に限る)を添えて継続登録申請書を本協会に提出しなければならない。

- 2 登録団体は、毎年6月末日までに前年度の事業報告書及び収支決算書を本協会に提出しなければならない。
- 3 第8条の登録申請書の内容、定款、寄付行為又は規約、役員名簿に変更があるときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

### (登録)

**第8条** 新たに、本協会に登録を希望する団体は、次の書類を添えて登録申請しなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 定款、寄付行為又は規約
- (3) 役員名簿
- (4) 当該年度事業計画書及び収支予算書

- (5) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (6) 都道府県・指定都市別会員数一覧（競技団体に限る）
- (7) 団体概要
- (8) その他、本協会が必要と判断した資料

#### **(資格の喪失)**

**第9条** 登録団体は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 団体の解散
- (3) 除名

2 登録団体が退会しようとするときは、その旨を記載した退会届を提出しなければならない。

#### **(除名)**

**第10条** 登録団体が次の各号に該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 第4条に規定する登録団体の遵守事項に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ又は、本協会の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他、登録団体として不適切と本協会が認めたとき。

#### **(補則)**

**第11条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### **附 則**

この規程は、令和5年12月13日から施行する。